

長野県国民保護計画 新旧対照表(H27.12.15)

変更箇所	項目名	新	旧
P.1 第1編第1章1	基本理念	なお、県は平成13年に危機管理室(平成20年から危機管理部)を全国に先駆けて設置し、自然災害に止まらない、多様な危機事象に対応する組織を確立しており、今まで培ってきたノウハウ等を国民保護措置の実施においても生かす。	なお、県は平成13年に危機管理室を全国に先駆けて設置し、自然災害に止まらない、多様な危機事象に対応する組織を確立しており、今まで培ってきたノウハウ等を国民保護措置の実施においても生かす。
P.4 第1編第2章	国民保護措置に関する基本方針	(7) 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施 県は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。 ※以降の表記についても同様に修正。(21箇所)	(7) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施 県は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。
P.10 第1編第4章 (2)ア	人口	県の総人口は、2,105,187人(毎月人口移動調査H27.1.1現在)であり、人口密度は、1km ² 当たり156人(ながの県勢要覧平成25年度版H25.10.1現在)であるが、本県の持つ地形の特殊性からその大部分は大河川流域の平地部に集中しており、地域の産業構造と相まって部分的には人口集中地区を形成している。	県の総人口は、2,189,075人(毎月人口移動調査H18.10.1現在)であり、人口密度は、1km ² 当たり161人(毎月人口移動調査H18.10.1現在)であるが、本県の持つ地形の特殊性からその大部分は大河川流域の平地部に集中しており、地域の産業構造と相まって部分的には人口集中地区を形成している。
P.11 第1編第4章 (2)イ(ア)	道路	c これらの道路は、県道以上だけでも約5,600km、橋梁数は約4,400を数え、また各所にトンネルが設けられている。さらに地域間の交通を受け持つ市町村道は、約42,000kmと長く、幅員も概して狭く、整備もまだ十分に行き届いていない路線が多い。	c これらの道路は、県道以上だけでも約5,600km、橋梁数は約4,400を数え、また各所にトンネルが設けられている。さらに地域間の交通を受け持つ市町村道は、約41,700kmと長く、幅員も概して狭く、整備もまだ十分に行き届いていない路線が多い。

変更箇所	項目名	新	旧
P.11 第1編第4章 (2)イ(イ)	鉄道	<p>a 北陸新幹線と中央本線、この2線間を結ぶ篠ノ井線が県内の主要幹線となっている。また、飯山線、大糸線、小海線及び飯田線が、それぞれの地域における重要な生活路線となっている。</p> <p>b このほか、しなの鉄道、長野電鉄、上田電鉄、<u>アルピコ交通</u>は、各地の地域交通として重要な役割を果たしている。</p>	<p>a 北陸新幹線が長野まで平成9年10月に開業した他、北信と新潟県を結ぶ信越本線、中南信と首都圏及び中部近畿圏を結ぶ中央本線、この2線間を結ぶ篠ノ井線が県内の主要幹線となっている。また、飯山線、大糸線、小海線及び飯田線が、それぞれの地方における重要な生活路線となっている。</p> <p>b このほか、しなの鉄道、長野電鉄、上田電鉄、<u>松本電鉄</u>は、各地の地域交通での主要な役割を果たしている。</p>
P.11 第1編第4章 (2)イ(ウ)	空港	b 種類及び等級 <u>地方管理空港</u> C級	b 種類及び等級 <u>第3種陸上飛行場</u> C級
P.12 第1編第5章1	武力攻撃事態	<p>(1) <u>武力攻撃事態の類型</u> 武力攻撃事態として、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。 ア 着上陸侵攻 以下 イ～、(ア)～、a～</p>	<p>武力攻撃事態として、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。 (1) 着上陸侵攻 以下 (2)～、ア～、(ア)～</p>
P.14 第1編第5章 1	武力攻撃事態	<p>(2) <u>NBC攻撃の場合の対応</u> NBC攻撃に対する対応については以下のとおりである。</p>	<p>(5) <u>NBC攻撃</u> 特別な対応が必要となるNBC攻撃(「核兵器又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。」以下同じ。)に関し、以下のとおり、その特徴等を示している。</p>
P.15 第1編第5章 1(2)ア	核兵器等	<p>(ク)核攻撃等においては、避難住民等(運送に使用する車両及びその乗務員を含む。)のスクリーニング及び除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。</p>	記載なし
P.16 第1編第5章2	緊急対処事態	緊急対処事態として、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。	長野県国民保護計画においては、緊急対処事態として、以下に掲げる事態例を対象として想定している。

変更箇所	項目名	新	旧
P.19,20 第2編第1章 第1 2(3)	県の体制及び職員の参集基準等【表中】	<p>【職員参集基準】</p> <p>① <u>担当部局・課対応 担当職員の参集等</u></p> <p>② <u>警戒・対策本部等設置体制</u></p> <p>【事態の状況に応じた初動体制の確立】</p> <p>事前認定前 情報収集等の対応が必要な場合</p> <p>事前認定後 情報収集等の対応が必要な場合</p>	<p>【職員参集基準】</p> <p>① <u>危機管理部体制 危機管理部職員が参集</u></p> <p>② <u>災害警戒・対策本部等設置体制</u></p> <p>【事態の状況に応じた初動体制の確立】</p> <p>事前認定前 <u>県の全部局での対応は不要だが、</u>情報収集等の対応が必要な場合</p> <p>事前認定後 <u>県の全部局での対応は不要だが、</u>情報収集等の対応が必要な場合</p>
P.23 第2編第1章 第2 3(1)	広域応援体制の整備	ア 大規模な公共施設を活用した多数の避難者の受け入れ	ア <u>オリンピック施設等</u> の大規模な公共施設を活用した避難者の受け入れ
P.23 第2編第1章 第2 3	他の都道府県との連携	(3) <u>警察災害派遣隊の充実・強化</u> 県警察は、他の都道府県警察と連携して、 <u>警察災害派遣隊が直ちに</u> 出動できるよう、隊員に対する教養訓練を徹底するとともに、招集・出動体制の確立等必要な体制の整備を図る。	(3) <u>広域緊急援助隊の充実・強化</u> 県警察は、他の都道府県警察と連携して、 <u>広域緊急援助隊が直ちに</u> 出動できるよう、隊員に対する教養訓練を徹底するとともに、招集・出動体制の確立等必要な体制の整備を図る。
P.26 第2編第1章 第3(2)	非常通信体制の確保に当たっての留意事項【表中】	施設・設備面 ・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備(<u>緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)</u>)、有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等)、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。	施設・設備面 ・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備(有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等)、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
P.26 第2編第1章 第3(4)	市町村における通信の確保	市町村は、武力攻撃事態における警報の伝達等に必要となる <u>緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)</u> 、同報系その他の防災行政無線の整備に努めることとし、既に防災行政無線の整備を行っている市町村においては、デジタル化の推進に努めることとし、県に準じて通信体制の整備等通信の確保に努めるものとする。	市町村は、武力攻撃事態における警報の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備に努めることとし、既に防災行政無線の整備を行っている市町村においては、デジタル化の推進に努めることとし、県に準じて通信体制の整備等通信の確保に努めるものとする。

変更箇所	項目名	新	旧
P.34 第2編第2章 2(3)	医療の要請 方法等	この場合において、医療関係団体の協力を得て、NBC攻撃に伴う特殊な医療の実施のため、医療チームの編成、NBC災害拠点病院の指定とともに、被災者の救援体制、原因物質の早期把握体制について研究する。	この場合において、医療関係団体の協力を得て、NBC攻撃に伴う特殊な医療の実施のため、医療チームの編成(特別高度・長野県災害派遣医療チーム(以下「ハイパーN・DMAT」という。))、NBC災害拠点病院の指定とともに、被災者の救援体制、原因物質の早期把握体制について研究する。
P.38 第2編第3章 第1 1(1)	生活関連施設等の把握 【表中】	【施設の種類及び所管省庁】 第28条 5号 原子力規制委員会 6号 原子力規制委員会 7号 原子力規制委員会 8号 毒劇薬(医薬品医療機器等法)	【施設の種類及び所管省庁】 第28条 5号 文部科学省、経済産業省 6号 文部科学省、経済産業省 7号 文部科学省 8号 毒劇物(薬事法)
P.43 第3編第1章 1(1)	警戒・対策本部等の設置	ア 知事は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、県としての確かつ迅速に対処するため、長野県危機警戒・対策本部設置要綱に基づく「警戒・対策本部」又は「警戒・対策連絡会議」(以下「警戒・対策本部等」という。)を速やかに設置する。	ア 知事は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、県としての確かつ迅速に対処するため、長野県災害警戒・対策本部設置要綱に基づく「警戒・対策本部」又は「警戒・対策連絡会議」(以下「警戒・対策本部等」という。)を速やかに設置する。
P.54 第3編第4章 第1 1(2)	警報の伝達等	イ 県のホームページ(http://www.pref.nagano.lg.jp/)	イ 県のホームページ(http://www.pref.nagano.jp/)
P.61 第3編第4章 第2 2(1)	住民に対する避難の指示	・防衛省への支援要請	・防衛庁への支援要請
P.62 第3編第4章 第2 2(3)ア	県の区域を越えて住民を避難させる場合	なお、「避難先地域」を管轄する都道府県知事が避難住民の輸送手段の確保等を行う場合、安全確保の責務の明確化等の観点から、原則として、要避難地域の都道府県知事は、「避難先地域」を管轄する都道府県知事等に対し、国民保護法第13条に基づき、事務の委託を行うものとする。	記載なし

変更箇所	項目名	新	旧
P.64 第3編第4章 第2 3	避難の方法 の基本的考 え方	(4)大規模集客施設等における当該施設滞在者等の避難 <u>大規模集客施設や旅客輸送関連施設については、知事は施設管 理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等 についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対 策をとるものとする。</u> (5)～(7)	(4)～(6)
P.65 第3編第4章 第2 3	避難の方法 の基本的考 え方	(6) 要配慮者の避難 要配慮者の避難については、まず、家族、市町村職員、消防職 員、消防団員、協力を得ることができた近隣住民、福祉関係者及び自 主防災組織などの避難支援者が、 <u>要配慮者を要避難地域の集合場 所まで自家用車等により移動させる。(徒歩等により移動可能な場合 を除く。)</u> 次に、集合場所において、市町村が事前に把握した要配慮者の状 況に応じて、以下のいずれかの方法により、避難先地域の避難施設 へ移動させる。 ア バス等により乗り換えて避難先地域の避難施設へ移動 イ そのまま自家用車等により避難先地域の避難施設へ移動 この場合、要避難地域の集合場所及び避難先地域の避難施設に おいて、 <u>要配慮者の避難確認等</u> について留意する。 その他、県の「 <u>要配慮者防災・避難マニュアル策定指針</u> 」を参考と して、避難を実施する。 ※図中の災害時要援護者も要配慮者に修正	(5) 災害時要援護者の避難 <u>災害時要援護者の避難については、まず、家族、市町村職員、消 防職員、消防団員、協力を得ることができた近隣住民、福祉関係者 及び自主防災組織などの避難支援者が、災害時要援護者を要避難 地域の集合場所まで自家用車等により移動させる。(徒歩等によ り移動可能な場合を除く。)</u> 次に、集合場所において、市町村が事前に把握した災害時要援護者 の状況に応じて、以下のいずれかの方法により、避難先地域の避難 施設へ移動させる。 ア バス等により乗り換えて避難先地域の避難施設へ移動 イ そのまま自家用車等により避難先地域の避難施設へ移動 この場合、 <u>要避難地域の集合場所及び避難先地域の避難施設に おいて、災害時要援護者の避難確認等</u> について留意する。 その他、県の「 <u>障害者等防災・避難マニュアル策定指針</u> 」を参考と して、避難を実施する。
P.72 第3編第4章 第2 6(2) ウ	一時集合場 所及び集合 方法	(例) 集合場所:A市A1地区2-1のA市立A1小学校グラウンドに集合 する。集合に当たっては、原則として徒歩により行う。 <u>要配慮者</u> につ いては自動車等の使用を可とする。	(例) 集合場所:A市A1地区2-1のA市立A1小学校グラウンドに集合 する。集合に当たっては、原則として徒歩により行う。 <u>要援護者</u> につ いては自動車等の使用を可とする。

変更箇所	項目名	新	旧
P.72 第3編第4章 第2 6(2) 才	集合に当た たつての留 意事項	集合後の自治会内や近隣住民間での安否確認、 <u>避難行動要支援者</u> への配慮事項等、集合に当たつての避難住民の留意すべき事項を記載する。 (例) 集合に当たっては、高齢者、障がい者等 <u>避難行動要支援者</u> の所在を確認して避難を促すとともに、集合後は、避難の単位ごとに不在確認を行い、残留者等の有無を確認する。	集合後の自治会内や近隣住民間での安否確認、 <u>要避難援護者</u> への配慮事項等、集合に当たつての避難住民の留意すべき事項を記載する。 (例) 集合に当たっては、高齢者、障害者等 <u>要避難援護者</u> の所在を確認して避難を促すとともに、集合後は、避難の単位ごとに不在確認を行い、残留者等の有無を確認する。
P.77 第3編第5章 1(3)	大規模な着 上陸侵攻の 場合におけ る救援につ いて	大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態における救援については、避難措置の指示の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行うことが基本である。	大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態における救援については、避難措置の指示の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行うことが基本である。
P.77 第3編第5章 2(1)	国への要請 等	<u>内閣総理大臣</u> から他の都道府県の救援の実施について応援すべき旨の指示があった場合には、当該都道府県に対して応援を行う。	<u>厚生労働大臣</u> から他の都道府県の救援の実施について応援すべき旨の指示があった場合には、当該都道府県に対して応援を行う。
P.78 第3編第5章 3(1)	救援の基準	知事は、「救援の程度及び基準」によっては救援の実施が困難であると判断する場合には、 <u>内閣総理大臣</u> に対し、特別な基準の設定について意見を申し出る。	知事は、「救援の程度及び基準」によっては救援の実施が困難であると判断する場合には、 <u>厚生労働大臣</u> に対し、特別な基準の設定について意見を申し出る。
P.79 第3編第5章 3(3)才	埋葬及び火 葬	・広域的な火葬計画等を踏まえた対応(「広域火葬計画の策定について(平成9年11月13日衛企第162号厚生省生活衛生局長通知)」参考)	・ <u>あらかじめ策定している</u> 広域的な火葬計画等を踏まえた対応(「広域火葬計画の策定について(平成9年11月13日衛企第162号厚生省生活衛生局長通知)」参考)
P.80 第3編第5章 3(3)キ	武力攻撃災 害を受けた 住宅の応急 修理	・応急修理の <u>施工者</u> の把握、修理のための資材等の供給体制の確保	・応急修理の <u>施行者</u> の把握、修理のための資材等の供給体制の確保

変更箇所	項目名	新	旧
P.81 第3編第5章 4	医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項	<p><u>NBC</u>攻撃の場合には、それぞれ、下記に掲げる点に留意して医療活動等を実施する。</p> <p>ア 核攻撃等の場合の医療活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急被ばく医療活動の実施に努める。 ・ 内閣総理大臣により緊急被ばく医療派遣チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施 <p>イ 生物剤による攻撃の場合の医療活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 初動医療活動の実施に努める。 ・ 病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者の感染症指定医療機関等への移送及び入院措置（必要に応じた医療関係者等へのワクチンの接種等の防護措置） ・ 国からの協力要請に応じた医療活動の実施 <p>ウ 化学剤による攻撃の場合の医療活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 初動医療活動の実施に努める。 ・ 国からの協力要請に応じた医療活動の実施 	<p>核攻撃等、生物剤による攻撃、化学剤による攻撃の場合には、それぞれ、下記に掲げる点に留意して医療活動等を実施する。</p> <p>ア 核攻撃等の場合の医療活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>ハイパーN・DMAT</u>等による緊急被ばく医療活動の実施に努める。 ・ 内閣総理大臣により緊急被ばく医療派遣チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施 <p>イ 生物剤による攻撃の場合の医療活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>ハイパーN・DMAT</u>等による初動医療活動の実施に努める。 ・ 病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者の感染症指定医療機関等への移送及び入院措置（必要に応じた医療関係者等へのワクチンの接種等の防護措置） ・ 国からの協力要請に応じた医療活動の実施 <p>ウ 化学剤による攻撃の場合の医療活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>ハイパーN・DMAT</u>等による初動医療活動の実施に努める。 ・ 国からの協力要請に応じた医療活動の実施
P.90 第3編第7章 第3【別表】	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	<p><u>医薬品医療機器等法</u>第44条第1項の毒薬及び同条第2項の劇薬（同法第46条第1項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。）</p> <p><u>医薬品医療機器等法</u>施行令第80条の規定による都道府県知事の処分を受けている者が所持するもの</p>	<p><u>薬事法</u>第44条第1項の毒薬及び同条第2項の劇薬（同法第46条第1項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。）</p> <p><u>厚生労働大臣</u>（<u>薬事法</u>施行令第15条の4の規定による都道府県知事の処分を受けている者が所持するもの）</p>
P.91 第3編第7章 第4(2)	国の方針に基づく措置の実施	<p>知事は、内閣総理大臣が、関係大臣等を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、消防庁を通じて国の対策本部から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。</p>	<p>知事は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、消防庁を通じて国の対策本部から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。</p>
P.91 第3編第7章 第4(3)	関係機関との連携	<p>この場合において、県は、県対策本部に派遣されている国の職員や自衛隊の連絡員を通じて、円滑な調整を図るとともに、汚染物質に関する情報を、環境保全研究所、医療機関等と共有する。</p>	<p>この場合において、県は、県対策本部に派遣されている国の職員や自衛隊の連絡員を通じて、円滑な調整を図るとともに、汚染物質に関する情報を、<u>保健所</u>を通じて環境保全研究所、医療機関等と共有する。</p>

変更箇所	項目名	新	旧
P.96 第3編第7章 第5 5(1)イ	県警察による被害者の救助等	大規模な被害の場合は、県公安委員会は必要に応じ、警察庁又は他の都道府県警察に対する <u>警察災害派遣隊</u> の派遣要求及び連絡等の措置を実施する。	大規模な被害の場合は、県公安委員会は必要に応じ、警察庁又は他の都道府県警察に対する <u>広域緊急援助隊</u> の派遣要求及び連絡等の措置を実施する。
P.99 第3編第7章 第5 5(2)	消防等に関する指示の枠組み	図中の①、②、③は、それぞれP100～102の5(2)ア、イ、ウに対応しており、※ア、※イ、※ウは、それぞれP102の【知事が消防庁長官から受ける消防に関する通知】のア、イ、ウに対応している。	図中の①、②、③は、それぞれP106、107の(2)ア、(2)イ、(2)ウに対応しており、※ア、※イ、※ウは、それぞれP108の【知事が消防庁長官から受ける消防に関する通知】のア、イ、ウに対応している。
P.101 第3編第9章 1(1)	保健衛生対策	県は、避難先地域に対して、医師等保健医療関係者を派遣し、健康相談、指導等を実施するとともに、健康相談等窓口を設置するなど、当該地域の衛生状況の保全、避難住民等の健康状態の把握、健康障害の予防等を行う。	県は、避難先地域に対して、医師等保健医療関係者からなる巡回保健班を派遣し、健康相談、指導等を実施するとともに、健康相談等窓口を設置するなど、当該地域の衛生状況の保全、避難住民等の健康状態の把握、健康障害の予防等を行う。
P.101 第3編第9章 1(4)	栄養指導対策	県は、避難先地域の住民の健康維持のために、 <u>管理栄養士等を派遣し、栄養士会等の関係団体と連携して栄養管理、栄養相談及び指導を行う。</u>	県は、避難先地域の住民の健康維持のために、 <u>栄養士等からなる栄養指導班を編制し、栄養士会等の関係団体と連携して栄養管理、栄養相談及び指導を行う。</u>
P.102 第3編第9章 2(2)	廃棄物処理対策	県は、地域防災計画の定めに基づいて、「 <u>災害廃棄物対策指針</u> 」(平成26年環境省廃棄物対策課作成)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。	県は、地域防災計画の定めに基づいて、「 <u>震災廃棄物対策指針</u> 」(平成10年厚生省生活衛生局作成)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
P.107,108 第3編第11章	交通規制	県警察は、武力攻撃事態等において、 <u>国民保護措置が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、交通規制を行うこととし実施にあたり必要な事項について、以下のとおり定める。</u> (1) 交通状況の把握 県警察は、 <u>武力攻撃事態等において、現場臨場した警察官、関係機関からの情報や交通監視カメラ、車両感知器等の活用により、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。</u>	県警察は、武力攻撃事態等において、 <u>住民の避難、緊急物資の運送その他の措置が的確かつ迅速に実施されるよう、交通規制を行うこととし、交通規制の実施にあたり必要な事項について、以下のとおり定める。</u> (1) 交通状況の把握 県警察は、 <u>現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。</u>

変更箇所	項目名	新	旧
		<p>(2) 交通規制の実施 <u>県警察は、武力攻撃事態等において、避難住民及び緊急物資の運送の経路を確保するため、県公安委員会が国民保護法第155条第1項の規定に基づき、一般車両の通行を禁止し、又は制限する場合には、それに基づく交通規制を行うものとする。</u> <u>この場合において、県内への流入車両を抑制する必要がある場合には、隣接の県警察の協力により、周辺地域を含めた広域的な交通規制を行うものとする。</u></p> <p>なお、国家公安委員会から県公安委員会に対して、広域的な見地から通行禁止等に関する指示がなされた場合には、その指示に基づき県公安委員会が決定した交通規制を行うものとする。</p> <p>(3) 交通規制等の周知徹底 <u>県警察は、武力攻撃事態等において、交通規制を行うときは、必要に応じて、交通情報板、信号機等の交通管制施設を利用するとともに、道路管理者と協力し、直ちに、住民に周知させるものとする。</u> <u>なお、国の武力攻撃事態等対策本部長により特定公共施設利用法の規定に基づき道路の利用指針が定められた場合には、それを踏まえ適切に行うものとする。</u></p> <p>(4) 緊急通行車両等に係る取扱い <u>ア 県公安委員会は、知事と連絡を取りつつ、国民保護のための措置の円滑な推進に資するため、緊急通行車両等であることの確認について事前届出を実施する。</u> <u>イ 県公安委員会又は知事は、届出済証の交付を受けた者から緊急通行車両等であることの確認を求める旨の申出があった場合は、事前届出を行っていない者からの申出に優先して取り扱う。</u></p>	<p>(2) 交通規制の実施 <u>県警察は、武力攻撃事態等において、国民保護措置が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し又は制限するなど、緊急交通路の確保に当</u> <u>緊急交通路の確保に当たっては、人命の安全、被害の拡大防止、国民保護措置の的確かつ円滑な実施等に配慮して行う。また、武力攻撃事態等に係る地域への流入車両等を抑制する必要があるときは、当該地域周辺の県警察とともに、周辺地域を含めた広域的な交</u> <u>なお、交通規制を行うに際しては、国の対策本部長により道路の利用指針が定められた場合は、その利用指針を踏まえ、適切に行う。</u></p> <p>(3) 緊急通行車両の確認 <u>緊急通行車両については、消防庁、警察庁等関係省庁による通知に定めるところにより、被災状況や応急対策の状況に応じ、知事又は県公安委員会が確認を行う。</u></p> <p>(4) 交通規制等の周知徹底 <u>県警察及び道路管理者である県は、交通規制や道路の通行禁止措置等を行ったときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他の必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図</u></p>

変更箇所	項目名	新	旧
		<p>(5) 緊急交通路確保のための措置 <u>ア 緊急交通路の指定等に係る連絡・調整</u> <u>県公安委員会は、知事と連絡を取りつつ、武力攻撃事態等において、交通規制を行うときは、緊急交通路の指定や検問体制に係る関係県警察及び道路管理者との連絡・調整を行う。</u> <u>イ 強制排除措置等</u> <u>警察官等は、武力攻撃事態等において避難住民及び緊急物資の運送のため必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による先導を行うとともに、必要に応じ、一般車両の運転者等に対し、所要の措置をとるよう命ずるものとする。</u></p>	<p>(5) 緊急交通路確保のための権限等 <u>ア 交通管制施設の活用</u> <u>県警察は、効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設を活用する。</u> <u>イ 放置車両の撤去等</u> <u>県警察は、緊急交通路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。</u> <u>ウ 運転者等に対する措置命令</u> <u>県警察は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し車両移動等の措置命令を行う。</u> <u>エ 障害物の除去</u> <u>県警察は、緊急交通路の障害物の除去について道路管理者、消防機関及び自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置をとる。</u> (6) 関係機関等との連携 <u>県警察は、交通規制に当たっては、関係機関との密接な連携を確保する。</u> <u>県警察は、効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設を活用する。</u></p>
P.117 用語解説	● Em-Net (エムネット)	● <u>Em-Net(エムネット)</u> <u>緊急情報ネットワークシステム。国(官邸)から都道府県、市町村などに緊急情報をLGWAN(国・都道府県・市町村間を結ぶネットワーク)等を通じて迅速に伝達する一斉同報システム。</u>	記載なし
P.119 用語解説	● 国民の保護に関する基本指針	● <u>国民の保護に関する基本指針</u>	● 基本指針

変更箇所	項目名	新	旧
P.120 用語解説	●J-ALERT (ジェアラート)	● J-ALERT(ジェアラート) 全国瞬時警報システム。国(内閣官房から消防庁を經由)から都道府県、市町村などに緊急情報を人工衛星等を通じて送信し、市町村防災行政無線(同報系)等を自動的に起動することにより、人手を介さず瞬時に住民等に伝達できるシステム。	記載なし
P.120 用語解説	●指定行政機関	内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法、国家行政組織法等で規定する国の行政機関で、政令で定めるもの。具体的には、内閣府、国家公安委員会、警察庁、防衛省、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省、観光庁、消費者庁及び原子力規制委員会が指定されている。	内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法、国家行政組織法等で規定する国の行政機関で、政令で定めるもの。具体的には、内閣府、国家公安委員会、警察庁、防衛庁、防衛施設庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力安全・保安院、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁及び環境省が指定されている。
P.120 用語解説	●指定地方行政機関	● 指定地方行政機関 指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、政令で定めるもの。 具体的には、沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、税関、沖縄地区税関、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、航空交通管制部、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部、地方環境事務所及び地方防衛局が指定されている。	● 指定地方行政機関 指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、政令で定めるもの。 具体的には、沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、税関、沖縄地区税関、原子力事務所、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、航空交通管制部、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部、地方環境事務所及び地方防衛局が指定されている。
P.123 用語解説		削除	● ハイパーN・DMAT (Hyper Nagano prefectural Disaster Medical Assistance Team) NBC災害に対応が可能な医療従事者により編成された災害医療チーム。
P.123 用語解説	● 避難行動要支援者	● 避難行動要支援者 要配慮者のうち、とりわけ自ら避難することが困難であり避難の確保を図るために特に支援を要する者のこと。	記載なし

変更箇所	項目名	新	旧
P.124 用語解説	●要配慮者	<p>● <u>要配慮者</u> 次のいずれかに該当する者をいう。 (1)～(4) (省略)</p> <p>例えば、高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等が考えられる。</p>	<p>● <u>災害時要援護者</u> 次のいずれかに該当する者をいう。 (1)～(4) (省略)</p> <p>例えば、高齢者、障害者、乳幼児、外国人等が考えられる。</p>